令和８年（フ）第１９９号
奈良県御所市大字櫛羅350番地の１　16号、前住所三重県名張市希央台４番町25番地レオパレス高キオウメゾン301号
債務者　沖田　美優
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２０４号
奈良県橿原市見瀬町586番地の１　パークナード橿原岡寺807号
債務者　日裏　裕香
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第８０号
鳥取県鳥取市八坂74番地１
債務者　山下　真司
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５号
鳥取県境港市上道町3565番地　市営上道団地12棟301号
債務者　小林　結衣
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第７１号
鳥取県米子市河崎1737番地１　市住49Ｒ２―201号
債務者　森脇　智一
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３２号
山口県周南市糀町２丁目４番地
債務者　柳　早智子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第５１号
山口県周南市昭和通２丁目35番地　河村ビル505号、前住所山口県下松市南花岡１丁目10番１―301号
債務者　川原　絵海（旧姓大木）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第２３号
高知県高岡郡四万十町大正1178番地
債務者　大崎　秀一
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第２６号
高知県須崎市多ノ郷甲1139番地140多ノ郷市営住宅１号棟508（旧住所　高知県須崎市幸町１番８号）
債務者　濵田　勇太
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第３１１号
宮崎市大字恒久5567番地　野崎病院、前住所宮崎市大字大瀬町3190番地　芳生ヴィラ
債務者　石井　　完
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３１号
宮崎県日向市東郷町山陰乙913番地３　市営中野原住宅11Ｆ棟202号
債務者　関野　初男
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４６号
宮崎県延岡市松原町４丁目8843番地７
債務者　日野久美子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４８号
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西２丁目84番地
債務者　上田　裕享
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根558番地１　下地アパートＡ棟106号
債務者　池間　　舞
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第２５号
沖縄県宮古島市上野字野原742番地　市営高田団地２―201
債務者　久貝　夏紀
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第１８８号
福島県郡山市希望ヶ丘23番７号　市営住宅２―10―16
債務者　鈴木サチヨ
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９８号
栃木県佐野市越名町362番地
債務者　田口　清子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
宇都宮地方裁判所足利支部